



将来の財政需要に備え、約 80 億円を基金へ積立 第一回練馬区議会定例会に補正予算案を上程

と き 3月1日(火)

ところ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

現在開会中の第一回練馬区議会定例会本会議において、区長提出の「平成 27 年度練馬区一般会計補正予算」等 11 議案(補正予算 6 議案、条例 4 議案、その他 1 議案)が追加上程された。

補正予算では、特別区税や特別区交付金の増収や事業費の精査などにより生み出された財源を積極的に活用し、将来の財政需要への備えとして財政調整基金等への積立を行う。このほか、国の補正予算などに速やかに対応し、自治体情報システム強靱化経費や年金生活者等支援臨時福祉給付金等経費を計上した。第一回定例会は 3 月 11 日(金)まで。

【補正の概要】

平成 27 年度一般会計補正予算の規模は約 38 億 6 千万円。また、年金生活者等支援臨時福祉給付金経費を内容とした平成 28 年度一般会計補正予算約 26 億 9 千万円を同時補正する。

- 1 財政調整基金等の積立(平成 27 年度補正予算) 約 80 億 5 千万円
特別区税や特別区交付金などの増収や事業費の精査により生み出された財源を積極的に活用し、将来の財政需要に備えとして、財政調整基金(約 72 億円)、施設整備基金(約 8 億円)への積立を行う。
- 2 自治体情報システム強靱化(平成 27 年度補正予算) 約 1 億 4 千万円
昨年 12 月の国の通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に対応し、情報セキュリティ対策の強化を図る。マイナンバー利用事務系システムからの住民情報流出の徹底した防止のため、USB メモリなどによる端末からの情報持ち出しが出来ない設定とすることや、端末へのログインに必要な認証を 2 要素に増やす改修等を行う。
あわせて、庁内情報ネットワークにおける LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割する。
- 3 年金生活者等支援臨時福祉給付金等の支給(平成 28 年度同時補正予算) 約 26 億 9 千万円
消費税率 5% から 8% への引上げに伴い、軽減税率等の低所得者対策が講じられるまでの間、激変緩和を目的として、平成 26 年度、27 年度に「臨時福祉給付金」を支給した。平成 28 年度においては軽減税率導入までの期間かつこれまで給付金の支給算定をされていない平成 28 年 10 月から 29 年 3 月までの 6 か月分を支給する
また、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者への支援と高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図るため「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を新たに支給する。

各事業のお問い合わせは、

- 1 財政調整基金等の積立 練馬区 財政課 財政担当係 電話 03-5984-2465
- 2 自治体情報システム強靱化 練馬区 情報政策課 情報システム係 電話 03-3825-0211
- 3 臨時福祉給付金の支給 練馬区 臨時給付金担当課 臨時給付金担当係 電話 03-5984-1708

平成28年2月29日

総務部文書法務課

平成28年第一回練馬区議会定例会
提出議案一覧表

〔追加〕

補正予算・・・6件
 条例・・・4件（一部改正4件）
 和解・・・1件

| No. | 議案番号 | 件名および内容説明 | 施行日等 |
|-----|------|---|-----------|
| 1 | 53 | 平成27年度練馬区一般会計補正予算 補正前の額 249,858,667千円 補正額 3,860,616千円 計 253,719,283千円 | |
| 2 | 54 | 平成27年度練馬区国民健康保険事業会計補正予算 補正前の額 82,263,886千円 補正額 601,059千円 計 81,662,827千円 | |
| 3 | 55 | 平成27年度練馬区介護保険会計補正予算 補正前の額 50,483,769千円 補正額 1,866,970千円 計 48,616,799千円 | |
| 4 | 56 | 平成27年度練馬区後期高齢者医療会計補正予算 補正前の額 14,975,623千円 補正額 412,322千円 計 14,563,301千円 | |
| 5 | 57 | 平成27年度練馬区公共駐車場会計補正予算 補正前の額 528,468千円 補正額 25,212千円 計 553,680千円 | |
| 6 | 58 | 平成28年度練馬区一般会計補正予算 補正前の額 259,967,555千円 補正額 2,690,362千円 計 262,657,917千円 | |
| 7 | 59 | 練馬区立デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 介護保険法の一部改正に伴い、通所介護事業のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未滿のものについては、地域密着型通所介護事業として位置付けられることとなるため、所要の改正を行う。 | 平成28年4月1日 |
| 8 | 60 | 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、条例で定める基準の一部を変更し、認知症対応型通所介護に係る運営推進会議に関する基準を新設する等、所要の改正を行う。 | 平成28年4月1日 |

| No. | 議案番号 | 件名および内容説明 | 施行日等 |
|-----|------|---|-----------|
| 9 | 6 1 | <p>練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、条例で定める基準の一部を変更し、介護予防認知症対応型通所介護に係る運営推進会議に関する基準を新設する等、所要の改正を行う。</p> | 平成28年4月1日 |
| 10 | 6 2 | <p>練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 長期優良住宅認定制度の対象として新たに既存住宅が加わることに伴い、既存住宅を増改築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等を定めるため、所要の改正を行う。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等を定めるため、所要の改正を行う。</p> | 平成28年4月1日 |
| 11 | 6 3 | <p>和解および損害賠償の額の決定について</p> <p>練馬区豊玉南三丁目20番先路上で発生した旧区民農園からの土砂の流出に起因する交通事故について、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、事故の相手方と和解し、損害賠償の額を決定する。 〔損害賠償の額〕 15,405,848円</p> | |